

諦忍律師と徳川宗春

川 口 高 風

一 宗春の略伝と諦忍との交流

尾張藩第七代藩主徳川宗春は同藩三代藩主綱誠の第二十二子で、幼名を萬五郎、次に求馬と称し、元服して通春と名乗った。元禄九年（一六九六）十月二十八日に名古屋で生まれ、生母は側室三浦氏（宣揚院）であった。正徳三年（一七一三）四月、江戸へ出府し、享保元年（一七一六）二月七日、將軍家継に謁し、七月、従五位下主計頭に叙任された。同十四年（一七二九）八月、奥州深川藩（尾張支藩）三万石を受封したが、翌十五年十一月には兄継友（尾張藩第六代藩主）が病死し嗣子がいなかったため、その後を継ぐことになった。同十六年正月には宗春と改め、従来因

諦忍律師と徳川宗春（川口）

襲打破を示した。三月には『温知政要』を著わして仁政の基本を説き、四月に藩主として入国した。五月には諸士の芝居見物などを公許し、六月より八月には「御側風説書」を作って人間性重視の意嚮を明らかにした。また、下屋敷（現在、名古屋市東区代官町付近）を再建し町民の踊りをみた。九月より十一月頃には知多郡大野、犬山などに遊行している。同十七年五月、嫡子国丸の端午の節句において、庶民を邸内に入れ見物させた。六月には、城下に富士見原の遊廓を開き、九月には將軍吉宗が上使を宗春に派して三ヶ条の問責を行ったが、宗春は巧みに弁解して免れた。十二月には権中納言に任ぜられている。同十八年四月には西小路（遊里）に微行し、九月より十一月にも岐阜、知多な

どに遊行した。なお、この年、遊廓、芝居、音曲、祭礼などが未曾有の盛況を呈していた。元文元年（一七三六）三月には江戸へ出府したが、宗春不在中の国許では風俗の取り締まりを強化した。同四年（一七三九）正月、幕府は宗春に蟄居謹慎を命じており、その後、明和元年（一七六四）十月八日、下屋敷において薨ぜられた。同月二十二日に葬儀が行われており、建中寺に葬られた。法号は章善院殿厚譽孚式居士、諡は逞公である。

以上、宗春の略伝⁽¹⁾をながめたが、宗春が藩主であった享保十五年（一七三〇）十一月より元文四年（一七三九）正月迄の約八年間は積極的に藩政改革が行われ、幕府の意向にとらわれない自由奔放な政治が行われた。その中、諸制限の改廃や富士見原、西小路、葛町の三遊廓の開設、大須や橘町を中心に芝居小屋増設の許可、その他、祭礼を華美にしたり芸能を奨励したことは注目すべきことであった。これらを軸として名古屋はめざましい発展を遂げたが、幕府の追及は厳しくなり、しかも財政的破綻も加わったため、ついに元文四年（一七三九）正月、將軍吉宗より蟄居謹慎が命ぜられ失脚した。一時は三都を凌ぐとまで評された名

古屋の繁昌も暗転となり、遊廓は廃止され、芝居小屋も整理されて、再び六代藩主継友までの政策であった質素儉約が励行されることになった。

その宗春藩主時代の名古屋の政治、社会、風俗などについて記したものに『遊女濃安都』がある。『遊女濃安都』は極めて内容に異同が多く題名も種々みえるが、享保十六年（一七三一）より始まり元文四年（一七三九）に終わる九年間の記録である。末尾に宝暦四年（一七五四）及び明和元年（一七六四）の記事もみえるが、それは付録にすぎない。⁽²⁾『遊女濃安都』にあげられている宗春の参詣寺社は定光寺、熱田神宮、建中寺などで、興正寺については全く記されておらず、諦忍との交流も記されていない。そこで、興正寺に所蔵する資料によって両者の関係を明らかにしてみよう。

ところで、以前、尾崎久弥氏がその著『徳川宗春年譜』（昭和三十二年八月「文化財叢書」第十二号）において「諦忍和上行牒記」（甲乙二冊、末弟仮名乞士光謹誌）と「由緒書」（一冊、文政七年二月改書上、同四月十三日改記済）から関連記事を抜き書きして、宗春と諦忍との交渉を指摘

した。しかし、拙稿⁽³⁾で明らかにしたように、昭和五十四年には「諦忍和上行牒記」を興正寺に所蔵しておらず、同じ編者の英旭謙光による「諦忍和上行業記」と同主旨の内容と考えられた。なお、「由緒書」は八事文庫文書三十四に所蔵している。興正寺にはその外、この「由緒書」成立以前の寛政六年（一七九四）十月の「覚」（文書八十）や文

化十五年（一八一八）以後に成立した「由緒書」（文書一
二八）を始め「由緒書」（文書三十四）と同一複写の「由
緒書」（文書三十七）や嘉永七年（一八五四）閏七月の「覚」
（文書一一九）なども所蔵しており、それらによって宗春
と諦忍の交流をあらためてながめてみたい。

年号 宗春世寿 諦忍世寿	西暦	事	項
享保十八年 三十八才	一七三三	是年、宣揚院より興正寺へ御紋附戸帳（錦地）一枚を寄附す。	
二十九才			
〃十九年 三十九才	一七三四	五月七日、宗春、諦忍を興正寺五世に命ず。	
三十才			
元文四年 四十四才	一七三九	正月十三日、宗春、隠居す。十月三日、宗春、三ノ丸東大手内、西角の邸に入る。十二月十七日、八代藩主 宗勝より黒印頂受す。	
三十五才			
〃五年 四十五才	一七四〇	五月、宗春を前中納言と奉称す。	
三十六才			

諦忍律師と徳川宗春（川口）

諦忍律師と徳川宗春（川口）

元文 六年	一七四一	二月、宣揚院、幡（劔葵御紋附）二流を寄附す。
四十六才		
三十七才		
寛保 二年	一七四二	三（四）月、宣揚院、浄土変相（浄土曼荼羅）一鋪を寄附す。開眼法要を修行す。以後、毎年二季彼岸に掛けて法要を修行す。
四十七才		
三十八才		
〃 三年	一七四三	九月二日、宣揚院卒去す。建中寺に葬る。九月、宣揚院、幡（劔葵御紋附）二流を寄附す。
四十八才		
三十九才		
宝暦 二年	一七五二	是年、河村秀根、宗春の奥番となり幽居まで近侍す。
五十七才		
四十八才		
〃 四年	一七五四	十月十一日、宗春、御下屋敷へ御引移す。
五十九才		
五十才		
〃 十年	一七六〇	四月、諦忍、宗春のもとにより七日間、土砂加持法を修し現当滅罪を祈願す。
六十五才		
五十六才		
〃 十一年	一七六一	九月五日、宗春、自筆の「八事山」及び打敷、額取立料も添えて興正寺へ寄附す。諦忍、「八事山」を自ら模して額面に仕立て、弥陀堂に掲ぐ。自筆は宝蔵に納める。
六十六才		
五十七才		
〃 十二年	一七六二	六月、宗春、手植の蓮花一瓶、氷砂糖一鉢（南京焼蓋物入）を興正寺へ贈る。諦忍、御札として西瓜及び自作の詩歌を納める。
六十七才		
五十八才		

宝暦十三年	一七六三	九月二日、宗春、興正寺へ上山し、諦忍より垂誡を受けて光明真言、十念などを受得す。宗春は帰館後も日課として称名を修した。当日、諦忍、唐画釈尊像、浄土曼荼羅を講釈す。同月二十一日、宗春の側室ら侍女数人が来山し、諦忍より十念を受ける。十一月十七日、九代藩主宗睦より黒印頂受す。
五十九才		
明和元年	一七六四	十月八日、宗春薨ず。同月二十二日、葬送し建中寺に葬る。二十三日より二十九日迄法会を修す。
六十九才		
六十才		
安永四年	一七七五	四月、宝泉院（宗春側室、お薫）、諦忍を古渡の住居に請し設齋供養する。法話を聴聞し侍女にいたるまで十念を受ける。
七十一才		
〃 八年	一七七九	是年、宝泉院、山林を興正寺へ寄附す。
七十五才		
〃 九年	一七八〇	十一月八日、宝泉院卒去す。
七十六才		
天明二年	一七八二	五月十九日、貞幹院（宗春側室、おはる）卒去す。
七十八才		
〃 六年	一七八六	六月十日、諦忍示寂。是年、宗春二十三回忌に当る。
八十二才		

二 宗春とその周辺より寄附された寺宝

興正寺に所蔵する文政七年（一八二四）四月改記の「由

一、八事山

緒書」（文書三十四）を中心にして、宗春らが寄附した寺

これは宗春自筆の山号の掛物である。宝暦十一年（一七

宝をとりあげ、それらについて他の由緒書や諦忍の伝記資

六二）九月五日に表具装され、桐箱に納められて稲葉七

諦忍律師と徳川宗春（川口）

料なども合わせて考察を加えてみよう。

宗春（章善院）よりの寄附品

蔵の取次によって興正寺へ納められた。その際、書面を写し取り額にするように金子も下され、額を西山弥陀堂に掲げた。ただし、自筆の掛物は宝蔵に納められ、現在も所蔵している。なお、「由緒書」（文書二二八）には「宝暦十^巳年（しかし、巳年は同十一年に当る）六月御寄附」とある。

二、打敷

一枚

これは襦子地で、自筆の山号掛物と同じ宝暦十一年九月五日に寄附された。

三、御紋附純子卓囲^{（ママ）}

一枚

四、御紋附挑燈

二張

五、唐銅燈籠

二基

ただし、銘文などはない。

六、御紋附純子水引^{（ママ）}

一枚

三より六までの寄附年月日は明らかにならない。なお、「由緒書」（文書二二八）によれば、六は記されておらず、その代わりに「九條袈裟 一衣」がある。これは、宗春が興正寺へ御成の時に下された晒により袈裟を作ったもので、それを什物と申し上げたのである。

宣揚院（宗春の母）よりの寄附品

一、御紋附戸帳

一枚

ただし、錦地で享保十八年（一七三三）に寄附された。

二、幡

二流

これは劔葵御紋附で、元文六年（一七四一）二月に寄附している。なお、「由緒書」（文書二二八）によれば、袖幡で四流となっている。

三、浄土曼荼羅

一幅

表具軸共御紋附で、寛保二年（一七四二）四月に寄附された。「八事山諦忍和尚年譜」「諦忍和上伝」では同年三月となっており、「由緒書」（文書二二八）では大幅という。

四、幡

二流

劔葵御紋附で、寛保三年（一七四三）九月に参詣した際寄附したことになる。しかし、宣揚院は同年九月二日に卒去しているため、それ以前であろう。なお、「由緒書」（文書二二八）における袖幡四流とは、本幡二流を合わせて称したものと思われる。しかし、寄附年次は明らかでないが、「由緒書」（文書三十四）より寛保三

年九月であることが明らかになる。

五、御紋附水引 一枚

これは地花色純子であったが、寄附年月日は明らかにならない。

六、御祠堂金二拾両

寄附年月日は明らかにないが、寺社奉行所立合金として預かっており、毎年、利足の銀十二匁ずつ下される。

七、瑞龍院様御位牌 一基

二代藩主光友の位牌、寄附年月日は不明。

八、晃禪院様御位牌 一基

六代藩主継友の位牌、寄附年月日は不明。

九、宣揚院様御自身御位牌 一基

宣揚院自らの位牌で、「由緒書」(文書二二八)によれば、劔葵御紋附の御厨子に入っている。瑞龍院様、晃禪院様の位牌と共に、寛保二年(一七四二)に納められたようである。

十、御紋附挑燈 二張

十一、源敬様御自筆三幅対掛物 三幅

十二、瑞龍院様御賀鳩御杖 一本

諦忍律師と徳川宗春(川口)

光友の御杖。

十三、瑞龍院様御筆色紙掛物 一幅

光友の色紙。

十四、黒棚^{外二棚添} 一箇

ただし、金物で劔葵紋附である。

十五、劔葵御紋附御手あぶり 一箇

十六、劔葵御紋附文庫 一箇

十七、梨子地蒔絵小箱 一箇

十八、御紋附御茶臺 一箇

十九、御紋附天目臺 一箇

二十、石之宝塔 三基

御銘文などはない。光友、宗春及び御自身の菩提のため元文元年(一七三六)十月五日に造立されたようであるが、「由緒書」(文書二二八)によれば、年月日などは不明となっている。

以上が「由緒書」(文書三十四)による寄附品であるが、

「由緒書」(文書二二八)には、その他に

瑞龍院様御筆和歌 一幅

瑞龍院様御所持御笛 二管

諦忍律師と徳川宗春（川口）

ただし、一管には鳳吹と銘がある。

晃禅院様御自筆忠之字掛物 一幅

右の三品も加えられている。

次に、宝泉院（宗春側室、お薫の方）よりの寄附品をあげてみると、

一、章善院様富士の御吹絵 一幅

二、章善院様御所持水精数珠 一連

三、山林 愛知郡新屋敷村之内一ヶ所

この山林は宝泉院より御祠堂金拾両御寄附の御内意があったため、その金子により安永八年（一七七九）に松山を求めて御祠堂山とした。宝泉院も御満悦であることを
天明三年（一七八三）九月に寺社奉行所へ申達している。

四、渡り浮牡丹香爐 一箇

寄附年月日は不明である。

五、御祠堂金貳拾壹両

これは宝泉院の没後に納められるもので、稲葉七蔵によって持参された。

以上の五点であるが、位牌については、

一宝泉院殿御位牌従

殿方様御安置被 仰付候哉 年月共相分不申候

とあるように、九代藩主宗睦によって安置された。なお、「由緒書」（文書一二八）には

一天明六年^午

宝泉院殿御位牌

御安置

とあるところから、天明六年（一七八六）であったものと思われる。その他、由緒書などには記されていないが、宝泉院真蹟の和歌を所蔵している。その軸の箱書や軸の表書をみると、

宝泉院君和歌真蹟 一幅

宝泉院消息文

宗春卿御内室宝泉院殿和歌 一幅

八事山宝蔵 尾陽八事山興正寺什物

此和歌墨蹟者宝泉院君所為而冷泉亜相澄寛公所點也。今装演為一軸蔵于八事山高照寺。君章善公世婦。姓猪飼名華子。称和泉。以安永九年庚子十一月八日卒。法號曰宝泉院阿薫芳貞大禅定尼。

とある。歌の詞書は

よはひむそちにみち侍るによりことふきの御詠をたまは

りしかはかしこまり⁽⁴⁾□をよめる
とあり、和歌は

ことのはのめくみつきせぬ松かけのいつみのみつはちよ
もにこらし

老いらくのことふきいはふことのはのめくみにちよのよ
はひをもへむ

とある。六十才の還暦を迎えて詠歌され、それに対する感
謝の心を詠じたものである。なお、天明二年（一七八二）

十一月八日の宝泉院三回忌に冷泉為泰、為章が詠じた歌も
所蔵している。それには、

宝泉院尼のたむけに寄雪懷旧といふ事を

ため泰

花紅葉ちれば風さえしら雪のむかしをしたふみめくりの
あと

寄雪懷旧を

ため章

うつもれぬ言の葉くさそあとゝふもすきし三年の雪のふ
ること

とある。右の二幅については『阿薫和歌集』後集六（名古

諦忍律師と徳川宗春（川口）

屋市鶴舞中央図書館蔵、河村オ・六・十二に所収の同歌
の後に、

両卿御手向はよそひて二幅とし八事山興正寺に納りしよ
し

と記されていることは、興正寺に所蔵することを裏付ける
ものである。また、同二幅の軸書は諦忍が記しており、そ
れをあげると、

和歌 二幅対 諦忍誌焉

章善公世婦猪飼氏名和泉。以安永九年庚子十一月八日卒。
享年六十六。法號曰宝^(マ)永院阿薫芳貞大禪定尼。生平好

歌学于冷泉家。當大祥之忌両公作歌追慎今装為対幅藏于
八事山興正寺。両公一則前黄門藤原為泰卿。澄覚公之子

也。一則右衛門督藤為章卿。為泰公之子也。幅背所糊矩
州四兼^(マ)已休姓越智稻葉氏。秀根姓藤原河村氏。益根其

子也。将親伊藤氏。皆冷泉公門人。

天明二年壬寅季冬、

侍尼 遊仙院栖霞妙起 芝香院深林延寿識

尾張八事山興正寺什物

とあり、宝泉院が冷泉家に歌を学んでいたことや宗春の側

諦忍律師と徳川宗春（川口）

近であった堀己休⁽⁵⁾（稲葉七蔵の剃髪後の号）、伊藤将親なども冷泉家の門人であったことが明らかになる。

三 晩年の宗春の興正寺参詣

「由緒書」によれば、宝暦十年四月、同十二年六月、同十三年九月二日の宗春と諦忍との交流が記されている。従来、尾崎久弥氏の紹介した文政七年二月改書上の「由緒書」によつてのみしか交流は紹介されていなかったが、八事文庫には同題の「由緒書」（文書二二八）も所蔵する。本書の確かな成立年次や筆者は明らかにならないが、文化十五

年（一八一八）二月十八日に英旭謙光が住職に就くことを記しているところから、早くても文化十五年二月以後の成立であり、そのため「由緒書」（文書三十四）と同時期に成立したものと思われる。しかし、本文には多くの見せ消ちがあり、下書き、草稿かと思われるが、見せ消ちには「由緒書」（文書三十四）に記されていない当時の様子が詳しく述べられており、見せ消ちを生かしながら「由緒書」（文書三十四）と対照して各年次の交流を明らかにしてみよう。なお、ラインで囲んだ部分は見せ消ちの部分である。最初に、宝暦十年（一七六〇）四月の記事をあげてみると

「由緒書」（文書二二八）

一宝暦十^辰年四月

前中納言宗春様より御祈願^禱被仰付、仰付住職諦忍比丘

七ケ日之間御祈禱被致御備物等有之、為御礼

御自筆^{八事山之三字御染筆被為遊被下}八事山之三字御書被遊、右御本紙之通写^{被額に}

致^シ候様^にとの御事、

「由緒書」（文書三十四）

一宝暦十年^辰四月從

章善院様御祈禱被仰付候、御備物之儀は相分不申候、

但本文之儀に付、

章善院様御自筆當寺山号之三字、御掛物壹幅、唐金燈籠式ツ、西山弥陀堂え御寄附被遊、其節住職諦忍え晒布并御菓子被下置候、

則額にいたし候旨申し上候得は
西山弥陀堂に掛申度旨被聞召、

御大慶思召候との御事

木品等被下則額御寄附被下為事、本尊前^へ唐銅燈籠御奉納、
住職諦忍比丘^{御菓子}晒等被下置候、

となり、宗春は諦忍へ御祈禱を依頼したが、宗春よりの御備物ははっきりしていない。ただ、御祈禱を依頼した時、宗春自筆の山号三字の掛物一幅、唐金燈籠二つを西山の弥陀堂へ寄附しており、諦忍へは晒布とお菓子を下さった。「由緒書」(文書一二八)の見せ消ちによれば、諦忍は御祈

禱を七日間行っていることが明らかになる。なお、諦忍の伝記資料によれば一週間、加持土砂法を修行したという。⁽⁶⁾それを宗春は喜び山号を親書したもので、「八事山諦忍和尚年譜」によれば、七月に下賜されたという。

次に、宝暦十二年(一七六二)六月の記事をあげてみよう。

「由緒書」(文書一二八)

一同年六月

前中納言様より御手生之蓮花一瓶^并氷砂糖壺鉢南京焼蓋物
に入被下置候、右為御礼西瓜并諦忍比丘自作之詩哥指上
被申候處、
御満悦不大形旨、稻葉七蔵殿より御手紙被申越候、

「由緒書」(文書三十四)

一宝暦十三年^末六月從

章善院様御手植之蓮花壺瓶^并氷砂糖壺鉢^{但南京焼蓋物入}被下置候、
右為御礼西瓜并諦忍自作之詩哥指上申候、

諦忍律師と徳川宗春（川口）

「由緒書」（文書三十四）によれば、宝暦十三年六月のこととあり、「由緒書」（文書一二八）にも前文に続いて「同年」とあるところから、宝暦十三年の記事とみられる。しかし、諦忍の伝記資料ではすべて宝暦十二年六月のことになっており、「由緒書」とは一年のずれがある。⁽⁷⁾尾崎氏も『徳川宗春年譜』三十五頁で「諦忍和上行牒記」より宝暦十二年説をあげているが、どちらが正しいかは確かめられていない。おそらく「由緒書」の年号記載の誤りかと思われる。諦忍の伝記資料にいう宝暦十二年六月のことであろう。

当日、宗春より御手植の蓮花一瓶と南京焼蓋物に入った氷砂糖一鉢が興正寺へ下された。それに対し、興正寺より御札として西瓜と諦忍自作の謝恩の詩歌を差し上げた。その詩歌は、

奉謝

前黄門公夏日賜蓮

「由緒書」（文書一二八）	「由緒書」（文書三十四）
一宝暦十二年^末九月二日、 前中納言宗春様御立寄御成之一件左に書上申候、	一宝暦十三年^末九月二日、 章善院様御立寄被遊候、

溽暑炎炎山欲然 無風無雨堪暝々
忽看香氣洗煩熱 瓶裡交枝紅白蓮

三伏の比君の許より蓮花を手つから瓶に
さしはさみて送り給ひたるを悦び奉て

濁りにもそまぬ美香のはちす花

見ても涼しきわかれと終はる

色深き君かなさけの花の香を

誰に語りてともにきかまし⁽⁸⁾

とある。なお、「由緒書」（文書一二八）によれば、宗春が大層喜んだと御付の稲葉七蔵よりの手紙が来たことをいう。宝暦十三年（一七六三）九月二日、宗春は興正寺へ上山した。諸堂を参詣し諦忍とも対談して法話を聴聞しており、その様子が「由緒書」に記されている。特に「由緒書」（文書一二八）には、宗春が参詣する前の準備の様子が詳しく記されており、それをあげると、

宝曆十三年^未八月廿五日、御附稲葉七藏殿より手紙にて
廿七日為見分御作事手代衆被参候旨被申越并寺社方吟味
役小出半四郎殿より廿六日^{出之}手紙にて廿七日^{早朝着}
稲葉七藏殿見分に相見可申旨御申越^差候て成、則廿七
日稲葉七藏殿并御作事手代衆兩人御勘定方手代衆^{相見へ其外}人
并押^人御大工^人被罷越見分相済被帰候、又^又廿八
日^夜、御作事方より手代衆并大工肝煎日用頭参り、其
外職人^等大工畳屋張付師左間^等参り受取^{仕事受取}仕事、九月二
日早朝迄に諸事出来職人等帰申候、^{尤其間職人は寺に止宿致し候}御厠は
御作事方より拵参り相済候上にて又^又持帰り被申候、

九月朔日長持三鈞^{諸色人}持来、

同二日早朝六時頃、御先番御小納戸横山三左衛門殿奥御
番江原瀬左衛門殿御小性大塩波右衛門殿等都合五人被参
候て見分、横山氏万端懸合當寺知事役卓然と申僧引請諸
事^{取扱}斗候申候、

とある。これによれば、八月二十五日に宗春御付の稲葉七

藏より手紙が来て、二十七日に下見のため御作事手代衆が

諦忍律師と徳川宗春（川口）

行くといつてこられた。また、寺社方吟味役の小出半四郎⁽⁹⁾が二十六日に出して二十七日早朝に着いた手紙によれば、稲葉七蔵が下見に来るとの申し出であった。そして二十七日には、稲葉七蔵と御作事手代衆二人、御勘定方の手代衆一人、押一人、大工一人らが下見に来て帰られた。二十八日夜には、御作事方より手代衆と大工肝煎、日用頭が来た。その外、大工、豊屋張付師、左間などの職人が来て仕事をいつけられ、興正寺に止宿して九月二日早朝迄に仕事が完成した。そして職人達は帰った。宗春専用の御厠は、御

作事方で作つてもってきたが、参詣後に持ち帰られた。九月一日には諸物を入れる長持三釣が興正寺へ運ばれた。二日早朝の六時頃（現在、午前六時頃）、御先番の御小納戸横山三左衛門⁽¹⁰⁾と奥御番の江原瀬左衛門⁽¹¹⁾、御小性の大塩波右衛門⁽¹²⁾ら五人が参られて下見した。横山氏が興正寺とすべての相談を行っており、興正寺は知事の卓然が引き受けて諸事を取り扱った。

宗春は九月二日の四時（現在、午前十時頃）、興正寺へ到着した。「由緒書」によつて当日の様子を対照してみると、

「由緒書」（文書二二八）

一前中納言様には二日四時被為成候、騎馬御目附衆老人五十人目付衆老人其外人衆御医都合廿五人御供也、

御前には直に方丈^え被為成御手水被遊、夫より本堂^え被為在御参詣、直に泰心院様宣陽院様之御位^(マ)牌前^え御拝礼被遊候、寺主諦忍比丘御拝礼已前より本堂北之中程に出着座被致、御前には御霊前御拝礼相済、本尊^え御拝礼被遊、住職

「由緒書」（文書三十四）

最初方丈^え被為成御手水被遊、夫より本堂^え御参詣直に泰心院様宣揚院様御牌前^え御拝礼被遊本尊^え御拝相済候て又々方丈^え被為成御休息被遊候、

諦忍比丘へ 御懇之御挨拶被為 在夫より方丈^え被為成御休

足被遊候、寺主^え被下物左之通、

昆布百枚 當日御土産

晒布式疋 目録にて

銀 五枚

右 横山氏より知事卓然^え被相渡候、

一御膳 三汁七采

右は當寺より献上仕候、

○此取入

尤最前献立書付横山^{稲葉}氏之指出御前^え奉伺書付直に書御覽^上に

入候處、殊之外御意に叶ひ候由、

御膳召上り 引渡菓子昆布

當寺より献上品

山内之栗湯出 壺鉢

梨子 壺鉢

御所柿 壺鉢

諦忍律師と徳川宗春（川口）

其節住職第五世諦忍比丘御目見被 仰付昆布百枚、晒布式疋、銀五枚被下置候、

其節寺より御膳 三汁七菜山内之ゆて栗壺鉢、梨子壺鉢、御所柿壺鉢奉献進之候外に、大饅頭一折、髭籠入御所柿壺籠、藜杖壺本奉差上之、

諦忍律師と徳川宗春（川口）

外に

大饅頭

壺折

御所柿

壺籠

あかざ杖

壺本

知事兩人

卓然より
慈眼

献上品

岩石菖蒲着
并草花一鉢

御昼後、住職諦忍比
丘へ

御対面と被 仰出、御自身敷物被為取て御平座にて 御

嘶被遊、其上十念真言等御受被為遊候節は御席を被為退

御三拝被為在候事、

其後、知事役兩人
卓然より来る
慈眼者共へ 御目見被為 仰付厚キ御言葉
頂戴仕候、

夫より御たばこ用ひさせられても苦しからさるやと

御尋御座候付、先年瑞龍院様御成之節も御用御座候よ

し申上候得は、

知事卓然
慈眼より岩に付候石菖蒲草花壺鉢献上仕候、右御膳
召上り相済候て

昼後、諦忍

御目通え罷出、十念真言等御受被遊候、

其節知事兩人え御目見被仰付候、

御前御たはこ御用ひられ候事、

御前御装束のしめ御共衆同断のしめ麻上下同断麻上下

一御参詣所は

護摩堂 経蔵 大日堂

西山

處空蔵堂虚空蔵堂にて御休足 弥陀堂

右之諸堂

御参詣於弥陀堂にて先年瑞龍院様より御寄附被為遊候、

渡唐画之釈尊説法之大曼荼羅

宣陽院様より御寄附被遊候、
(ママ)

浄土曼荼羅

右之二品堂之左右に懸諦忍比丘講釈被申上、具に

御聴聞被為遊御満悦之由に御座候、

夫より観音堂え御参詣、

瑞龍院様より御寄附被遊候御守御本尊

諦忍律師と徳川宗春（川口）

其後、護摩堂、経蔵、大日堂、西山虚空蔵堂え御参詣被遊 御小休之上弥陀堂え被為 成、先年

瑞龍院様より御寄附被遊候唐画釈尊像并

宣揚院様より御寄附被遊候浄土曼荼羅、右之二品堂中左右に懸置、諦忍之講釈被 仰付御聴聞被遊、夫より観音堂へ御参詣被遊、玄関にて衆僧え御目見被 仰付、直に西山方丈え被為 成御小休被遊候付、御茶御菓子等奉献進候、

諦忍律師と徳川宗春（川口）

觀世音菩薩尊 御拝礼被為遊、玄関にて衆僧え 御目見被為

仰付、御声被為懸 直に西山方丈え 之間え 被為入御休息御茶

菓子差上候處被召上、御側之衆へも被下置候由、御服被為召替

東山え 御帰有て松茸御上覽卓然 御取らせ之茸共御殿為御持御喜悅之御事、

大日尊広庭にて先年瑞龍院様御建立之儀共御尋被遊

卓然御答又東山 夫より方丈え 被為成御膳被召上 御膳此方より奉申上候、

菜飯 田楽 冬瓜御意薦かけ 入候由にて被 召上候事、

住職其後

其後住職え

御念頃之厚意 御挨拶被仰聞、御暇乞被為在追付御立御

機嫌能御帰館被遊し翌日、御伺之ため知事卓然を以稲

葉氏横山氏迄遣候事御機嫌御伺申上候、

夫より猶又東山え 被為入、松茸為御取に相成、

其後方丈え 被為成、御小休被遊候付、御茶御菓子等奉獻進候、夫より猶又東山え 被為入松茸為御取に相成、其後方丈え 被為

成御膳被為

召上御膳當寺より奉獻上候

帰御被遊候、

右節目録

御備品并被下物目録

泰心院様御霊前^え 白銀三枚
 宣陽院様御霊前^え 白銀式枚
 大日尊^へ 金三百疋
 護摩堂^へ 金貳百疋
 虚空蔵堂^へ 金貳百疋
 弥陀堂^へ 金貳百疋
 観音堂^へ 金貳百疋
 西山弥陀堂畳料 金五両
 外に
 知事役 卓然^へ 金貳百疋
 慈眼^へ 金貳百疋
 大衆 七人^え 金百疋つゝ

諦忍律師と徳川宗春（川口）

右諸堂^え 御参詣被遊候付、御備物等左に書上ケ申候、

泰心院様御牌前^え
 白銀三枚
 宣揚院様御牌前^え
 白銀式枚
 大日尊^え
 金三百疋
 護摩堂^え
 金貳百疋
 虚空蔵堂^え
 同断
 弥陀堂^え
 同断
 観音堂^え
 同断

諦忍律師と徳川宗春（川口）

西山弥陀堂^え

畳料金五両

外に知事兩人^え

金貳百疋宛

衆僧七人^え

金百疋宛

となる。一行は騎馬御目付衆一人、五十人目付衆一人、その外に五十人衆、医師一人など二十五人のお供であった。

宗春は方丈へ行き手などを洗って浄めた後、本堂へ参詣され、父の泰心院（三代藩主綱誠）、母の宣揚院（梅津の方）の御位牌に拝礼された。「由緒書」（文書一二八）によれば、住職の諦忍はそれ以前より本堂北の中程に着座していたよう、宗春は御霊前に拝礼した後、本尊にも拝礼して諦忍と懇ろの挨拶を行い、方丈で休息された。宗春より下された物は昆布百枚、晒布二疋、銀五枚で、横山氏より卓然に渡された。

ところで、興正寺より三汁七菜の御膳を献上した。前も

って献立の書付を稲葉氏より宗春へ見せて伺ったところ、大変喜ばれた。本膳以外には菓子や昆布を献上した。また、山内でとれた栗を湯出たもの一鉢、梨子一鉢、御所柿一鉢も献進し、さらに大饅頭一折、御所柿一籠、あかざ杖一本も献上している。なお、知事の卓然と慈眼¹³よりは、岩についた石菖蒲草花一鉢が献上された。

昼過ぎ、宗春は諦忍と楽なかたちで語られた。その上、諦忍より十念真言などを受け下座より諦忍へ三拝された。その後、知事の卓然、慈眼に厚き言葉をかけられた。

「由緒書」（文書一二八）によれば、宗春はたばこを吸ってよいかと尋ねられた。それに対し、先年、光友侯が参詣

の際に吸われたことを申し上げると、宗春はたばこを吸われた。宗春がたばこを吸うことは『遊女濃安都』に「五尺計の御煙筒御持奥御茶道衆其先かつぐ」⁽¹⁴⁾といっており、長い煙管を持たせていたところからも明らかである。なお、参詣の際の装束は、宗春もお供ものしめ麻上下の礼服であった。

その後、護摩堂、経蔵、大日堂、西山の虚空蔵堂へ参詣され、虚空蔵堂において休息の後、弥陀堂へ参詣された。弥陀堂では以前、光友より寄附された唐画釈尊説法の大曼荼羅と宣揚院より寄附された浄土曼荼羅が御堂の左右に掛けられており、諦忍はそれについて講釈を申し上げたところ、宗春は喜ばれた。次に観音堂へ参詣され、光友より寄附された御守御本尊の観世音菩薩に拝礼された。そして玄関では、興正寺の衆僧にあつて言葉をかけられた後、西山の方丈で休息し、お茶やお菓子を召し上がった。

宗春はここで服を替えられ、東山へ帰った。そして卓然の案内によつて松茸をとり、持ち帰られている。また、大日尊前の広庭では光友の御建立などを尋ねられたが、それについて卓然が答えている。その後、方丈へ帰り御膳を召し上がった。その御膳は菜飯、田楽、蔦かけの冬瓜で、

快く召し上がった。そして、諦忍へ丁重な挨拶を行い帰館された。翌日、諦忍は卓然を稲葉、横山両氏へ遣わし、宗春の御機嫌を伺っている。当日、諸堂へ参詣された時のお備え品は泰心院様御霊前へ白銀三枚、宣揚院様御霊前へ白銀二枚、大日尊へ金三百正、護摩堂、虚空蔵堂、弥陀堂、観音堂へ各金二百正宛、西山弥陀堂の置料として金五両、その外、知事の卓然、慈眼へ各金二百正宛、大衆七人へ金百正宛を供養された。

なお、同月二十一日には宝泉院様、左近殿、おはる殿ら宗春の側室の女中方が興正寺へ参詣し宗春と同じく十念を受けている。その際、宝泉院様は大日尊、虚空蔵堂、弥陀堂、観音堂へ各金二百正宛をお備え、左近殿とおはる殿は大日尊へ金二百正をお備えされた。⁽¹⁵⁾

以上、「由緒書」などから興正寺へ参詣した宗春と諦忍との交流をながめてきた。特に、宝暦十三年九月二日の参詣の様子は「由緒書」(文書二二八)の見せ消ちによつて新しい事実を知ることができた。宗春は諦忍の伝記資料によれば、この日以来、翌年(明和元年)十月八日に薨ぜられる迄、光明真言十念の称名を毎日誦していたといわれ、⁽¹⁶⁾

宗春の最晩年は、諦忍より安心を得られたものと考えられるのである。

四 唐画釈迦説法大曼荼羅と浄土曼荼羅について

前節で見たように、宝暦十三年九月二日の宗春参詣の際、弥陀堂には光友寄附の唐画釈迦説法大曼荼羅と宣揚院寄附の浄土曼荼羅が掛けられ、それについて諦忍が詳しく講釈したところ宗春は御満悦であった。諦忍の説明がどのようなものであったかは明らかでないが、おそらく両図が興正寺に所蔵するはこびになった縁由などもあったと思われる、その由緒をながめてみよう。

最初に、唐画釈迦説法大曼荼羅は「広縁起」（文書十二）によれば、

一 元禄十一年寅六月廿一日唐絵大釈迦光友公御寄附被成候事

…

一 元禄十一年寅十一月廿八日御建立之宝蔵出来蔵中本尊大幅釈迦尊入仏供養

とあり、元禄十一年（一六九八）六月二十一日に光友が寄

附したもので、十一月二十八日には完成した宝蔵の本尊として入仏供養が行われている。宝蔵は元禄九年四月の境内図に記されていないが、寛政五年（一七九三）三月の真隆実蔵代における板木の「両山合図」には、東山本堂の裏に「ほうぞう」とある。その位置は元禄九年の境内図において土蔵となっており、土蔵が宝蔵に変わって本尊として納められたのであろう。享保三年（一七一八）四月に興正寺より寺社奉行所へ出した「両山由緒縁起」（文書二四八六）によれば、宝蔵は二間、三間の瓦葺という。

唐画の大きさは「什物帳」（宝永四年八月、文書四十八）によれば、

釈迦絵像 箱有り
宝蔵本尊

一幅

御長 一丈一尺九寸

一丈式寸七分

とあり、縦は一丈一尺九寸（現在の軸装は二・七九メートル）、横は一丈二寸七分（現在の軸装は二・七四メートル）の大幅である。また、絵像の名も「由緒書」や「覚」などにより「唐画釈迦説法大曼荼羅」「大幅釈迦尊」「釈迦絵像」「渡り釈迦尊絵像」「渡釈迦尊説法絵像」などと異なっ

ているが、嘉永七年（一八五四）閏七月の「覚」（文書一九）には、

元禄十一年寅八月三日

○渡釈迦尊説法絵像

一幅

但大幅 宋思恭之筆

とあり、宋代の思恭作と伝えられている。しかし、思恭作と伝えるのは「覚」（文書一九）が最初であり、それ以前の「由緒書」や「覚」には全くあげられていない。そのため、唐画とか渡りとあるところから、江戸後期頃に宋代の有名な画士張思恭作に充てたものではなからうか。本画の伝承は、豊臣秀吉が朝鮮出兵の時に得たものと伝えられ、それを光友より興正寺へ寄附されたといわれている。例えば、尾張藩士の細野要斎の著わした『感興漫筆』巻二にも

○八事山紀行

天保十三壬寅四月九日、八事山開帳終りの日也。……

本堂 本堂の額無量光とあり、諦忍の書也。

正面は弥陀、慈覺大師作。

東は宋朝思恭の作、釈迦説法の図。

秀吉公朝鮮征伐の時に得る所也といふ、光友公より

諦忍律師と徳川宗春（川口）

御寄附也。

当山第一の宝物なりと云。

西は当麻曼荼羅、宣揚院殿御寄附。⁽¹⁷⁾

と伝承されている。

したがって、本画は仏像の図相、筆致、彩色などから李朝仏画と考えられるが、我が国で表装し直した時に「唐絵釈迦説法図」などと記され、中国人画匠思恭の作と伝承されたものと思われる。⁽¹⁸⁾そして『感興漫筆』にいうように、興正寺の御開帳には当麻曼荼羅（浄土曼荼羅）とともに掛けられていたことが明らかになる。

次に浄土曼荼羅は「由緒書」（文書二二八）によれば、宣揚院様よりの御寄附品の書上に、

寛保二戌年四月御奉納

浄土曼荼羅 大幅 軸并に
表具御紋附

一幅

とあり、寛保二年（一七四二）四月に宣揚院が奉納した。

しかし、諦忍の伝記資料では、三月に寄附され、諦忍を導師として開眼供養を修行していることが記されている。⁽¹⁹⁾本

図は縦二・〇メートル、横二・〇五メートルの大幅で、当麻曼荼羅の四分の一の写しである。奉納以後、毎年春秋

の彼岸に掛けられ、法要を修行していたことが天明八年十月の「葵御紋付御改書上之扣」（文書二十九）に

一 浄土曼荼羅 一幅 箱共

右は寛保二年四月御寄附、其以後毎年二季之彼岸に掛法要修行仕候

とあることにより明らかになる。

以上みてきたように、諦忍は宗春の参詣に際して、弥陀堂で唐画釈迦説法図と浄土曼荼羅を掛けて講釈した。大幅の両図に宗春も圧倒されたものと思われるが、この日以来、宗春は日課として真言念仏を称え始められた。しかし、翌年十月八日には六十九才で薨ぜられた。宗春は元文四年（一七三九）正月十三日に四十四才で蟄居されて以来、三の丸東大手内西角の邸に入り、前中納言様と奉称された。宝暦四年（一七五四）十月十一日には五十九才で御下屋敷に引移しとなり、それ以来、しばしば興正寺へ足を進めたものと思われる。「由緒書」などでは、三回の記事しかあげられていないが、それ以外にも私的に参詣されたことがあったと思われる。宗春は享保十九年（一七三四）五月七日に諦忍を興正寺五世に命じた。したがって、面識はあったものと考えられるが、「由緒書」などによれば、晩年の宝暦

十年以後、急速に諦忍との交流がみられ、土砂加持法を修行したり光明真言十念などを受けて寄附も行った。したがって、晩年の宗春は十才程若い諦忍から安心を得たのではなかろうか。宗春の晩年の行動を知る他の資料は明らかにないが、『遊女濃安都』にみられるように定光寺、建中寺、熱田神宮などへも参詣したものと思われる。八事文庫文書の「由緒書」などによって最晩年の宗春が明らかに、諦忍を師としたことも明らかになったのである。

注

- (1) 宗春の略伝は『名古屋市史』政治編第一（大正四年十一月 名古屋役所）一五一頁、尾崎久弥『徳川宗春年譜』（昭和三十二年八月）「文化財叢書」第十二号、織茂三郎『遊女濃安都』解題（昭和四十六年八月）『日本庶民生活史料集成』第十五卷所収）八〇三頁、安田文吉『「ゆめのあと」諸本考』（昭和五十三年三月）「文化財叢書」第七十四号）などによった。
- (2) 『遊女濃安都』については織茂三郎、前掲書、安田文吉、前掲書による。
- (3) 拙稿「諦忍律師伝の研究」（昭和五十四年三月）「愛知学院禅研究所紀要」第八号）一六八頁。

(4) 『阿薫和歌集』前集六(名古屋市鶴舞中央図書館蔵、河村オ・三・十二)に同歌があげられており、それによると□の部分「の心」であろう。

(5) 己休とは稲葉七藏が剃髪した後の号である。稲葉七藏については『名古屋藩士家譜』一(名古屋市蓬左文庫蔵、一三九・一九)の稲葉重孝に、

重孝

初名重矩、小字兵次郎、後稱兵部、又稱七藏、母忠雄女、享保七年壬寅四月繼父家督賜貳百石爲御馬廻組、同十七年壬子二月爲御側御扈從、元文三年戊午二月爲御歩行頭賜御足高百石爲兼御小性、同四年己未正月爲御小納戸、延享三年丙寅二月爲御庭御足輕頭、寛延四年辛未正月増賜秩百石、宝暦五年乙亥正月加賜御足高百石賜禮劔、同十一年辛巳十二月増賜秩五十石、同十二年壬午十二月爲御側御用人賜御足高貳百石、明和二年乙酉二月爲普請組寄合、同五月致仕剃髮号^(マ)己休、寛政五年癸丑四月病死

とあり、略伝が明らかになる。

(6) 拙稿、前掲書二五五頁。

(7) 拙稿、前掲書二六〇頁。

(8) 謝恩の詩歌は「八事山第五世和尚行業記」下巻にあげられている。拙稿、前掲書二六〇頁参照。

(9) 小出半四郎については『藩士名寄』百五(名古屋市蓬左

諦忍律師と徳川宗春(川口)

文庫蔵、一四一・一)、『士林沂泗統編』(昭和五十九年二月『名古屋叢書三編』四)四六七頁に略伝がある。

(10) 横山三左衛門については『藩士名寄』五十三、五十五(名古屋市蓬左文庫蔵、一四一・一)『士林沂泗統編』(昭和五十九年二月『名古屋叢書三編』四)二二七頁に略伝がある。

(11) 江原瀬左衛門については『士林沂泗』三十三(名古屋市蓬左文庫蔵、一四〇・二、尾張藩寺社奉行所本)に略伝がある。

(12) 大塩波右衛門については『藩士名寄』四十二、四十三(名古屋市蓬左文庫蔵、一四一・一)に略伝がある。

(13) 卓然の行歴については全く明らかにならない。八事文庫文書一七四の「覚」は、延享四年(一七四七)十二月に卓然が役所藤村文作殿へ渡したもので、使僧卓然となっているため、当時も使僧を勤めていたものと思われる。慈眼は慈眼明照という。寛政元年(一七八九)十二月の興正寺の「人別牒扣」(文書一〇〇)によれば、諦忍の弟子で美濃国出身であったことが明らかになる。八事文庫には宝暦十一年九月に開眼作法などを書写した文書(整理番号一九九七)や明和七年六月に書写した『梵網戒本印明口決』などがある。念仏堂に安置されていた位牌には、

(表) 慈眼明照法師

(裏) 第五世最初之剃度寛政七卯年六月廿九日行年七十六
終葬于西山

諦忍律師と徳川宗春（川口）

開山御筆日輪地藏尊幅并金両筆筒一筒納之

とあり、寛政七年（一七九五）六月二十九日に七十六才で示寂した。

（14）「由緒書」（文書二二八）では九月二十一日とあるが、諦忍の伝記資料では九月二十日となっている。拙稿、前掲書二六四頁。なお、「由緒書」では御女中方の参詣をいうのみで、十念を受けたことは諦忍の伝記資料にいう。

（15）宝泉院様、左近殿、おはる殿よりのお備え品は「由緒書」（文書二二八）による。

（16）拙稿、前掲書二六三頁。

（17）『感興漫筆』巻一（昭和三十五年四月『名古屋叢書』第十九卷随筆編（二）三十四頁）。

（18）平成五年六月一日、興正寺で報道関係者に発表されたパシフレットの貫井正之「八事山興正寺・唐絵釈迦尊について」と当日の朝日、中日、読売各新聞の夕刊記事による。なお、李朝仏画の特色については山本泰一「李朝時代文帝王后所願の仏画について」（昭和五十年三月『金鯢叢書』第二輯）同「新出の年紀銘のある李朝仏画」（平成四年九月『金鯢叢書』第十九輯）によって明らかにする。

（19）拙稿、前掲書二〇四頁。